# 日影による建築物の高さの制限

日影規制の制度は、住居系の地域などにおいて中高層の建築物により生ずる日影を、 基準を設けて規制することによって、周辺の日照条件の悪化を防ぎ、良好な居住環境を 保持しようとするものです。

#### 1 対象となる建築物

日影規制は、すべての建築物が対象となるのではなく、次の表の用途地域の土地 に日影を生じさせることとなる、一定の高さ若しくは階数を有する建築物が対象と なります。

用途地域	対 象 建 築 物				
第 一 種 低 層 住 居 専 用 地 域 軒高が 7 mを超える又は地上階数が 3 以上					
第一種中高層住居専用地域					
第二種中高層住居専用地域					
第 一 種 住 居 地 域					
第二種住居地域	建築物の高さが10mを超える				
近 隣 商 業 地 域					
準 工 業 地 域					
市街化調整区域					

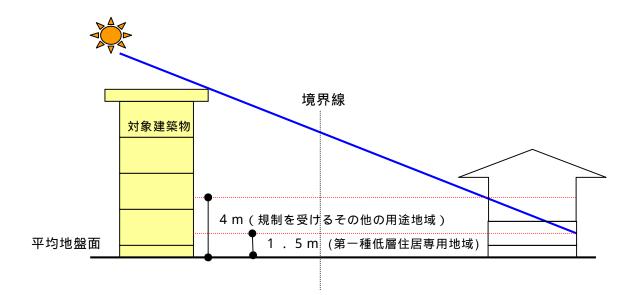
刈谷市には指定のない用途地域である第二種低層住居専用・準住居地域についても他市町では制限を受けることがありますので、刈谷市以外においては取扱いご注意ください。(以下、同じ)

## 2 日影規制の基準日と時間帯

1年のうちで最も日照時間の短い日ということから<u>冬至日を基準</u>としています。 観測時間帯は、有効な日照時間である<u>午前8時から午後4時までの8時間</u>です。

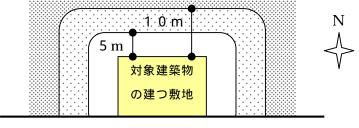
#### 3 測定面の高さ

日影を測定するのは地表面ではなく、対象建築物の<mark>平均地盤面から一定の高さの水平面で、それぞれの用途地域で日照を確保すべきものとして設定した高さです。</mark>



### 4 日影時間の測定範囲

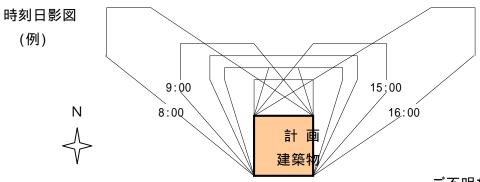
測定範囲は、対象建築物の敷地境界線等から外側に水平距離で<u>5 mを超え10 m</u> 以内の部分と<u>10 mを超える部分</u>の2 つで、それぞれ日影規制時間が決められてい ます。



#### 5 日影規制時間

これまでのとおり、一定の規模以上で対象となる建築物が、用途地域ごとに定められた測定面の高さにおいて、敷地境界線からの5m及び10mを超える範囲で条例で定められた日影時間を生じさせてはならないことになっており、用途地域別の規制時間は次のとおりです。

	対象建築物	日影を測 る平均地 盤面から の高さ	制限される日影時間		
用途地域			敷地境界線からの水平 距離が 5 mを超え 1 0	敷地境界線からの水平 距離が10mを超える	
			m以内の範囲における 日影時間	範囲における日影時間	
第一種低層住居専用地域	軒高7m超え 又は3階以上	1.5 m	4 時間	2 . 5 時間	
第一種中高層	域 惑 。 高さが10m を超える 数 数	4 m	容積率	容積率	
住居専用地域			150%以下 3 時間	150%以下 2 時間	
压 占 寺 市 地 坞			200%以上 4 時間	200%以上 2.5 時間	
第二種中高層			3 時間	2 時間	
住居専用地域			○ H실lei	ᄼᅜᆑ	
第一種住居地域			4 m	2 6 中田	
第二種住居地域			4 时间 	2.5時間	
近隣商業地域			r n±88	っ吐田	
準工業地域			5 時間	3 時間	
市街化調整区域			4 時間	2.5時間	



ご不明な点がありましたら 刈谷市建設部建築課審査係 0566-62 1021まで